

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援

## 「子育て応援がんばろう支援金」を支給します

支給対象 令和2年6月30日現在、弟子屈町に住居登録のある方

- 児童手当受給者
  - 当町から児童手当を受給している世帯
  - 公務員（※国の子育て臨時給付金を町へ申請済み）
    - 上記1(1)及び(2)で支給を辞退する場合
    - 上記1(2)で臨時給付金未申請者
  - 単身赴任世帯で子とその監護者が当町に居住
- 学校教育法に定める高校から大学などに在学中の子を扶養する世帯
- 令和2年6月30日以降、令和2年度内に新生児を出産した世帯（出生届出時に確認）



支給額 上記1および3→20,000円 上記2→30,000円（一人当たり）

- 申請方法等
- 上記1-(1)および(2)、3は、手続き不要です。
  - ※上記1注1で支給を辞退する場合は、8月11日(火)までに申請してください。
  - 上記1注2、(3)および2に該当する場合は、11月6日(金)までに申請してください。

添付書類 支給を希望する場合

- ア 申請者の銀行など口座が記載された通帳の写し
- イ 子の学生証、生徒手帳などの写し
- ウ 扶養が確認できる子の保険証などの写し

申請書 ア 役場健康こども課窓口と川湯支所に設置

- イ 8月1日以降に新聞折り込みチラシで配布 ※併せて各学校および保育施設から配布予定
- ウ 公式ホームページに掲載（PDF形式によりダウンロードできます）

問い合わせ先 役場健康こども課こども支援係 ☎ 482-2935（課直通）  
役場川湯支所 ☎ 483-2043（直通）

## むし歯のなかったお子さん



えのもと 榎本 愛彩 ちゃん



さらしな 更科 香乃 ちゃん



せがわ あずさ 瀬川 梓 ちゃん



つし はるか 辻 春花 ちゃん



ひらの けんと 平野 絢人 くん

忘れていませんか？

町民の皆さまへ

# 特別定額 10万円給付金

給付額 給付対象者1人につき 10万円

申請期限日 / 8月18日(火) ※申請期限を過ぎると給付金を受け取ることができなくなります。

やむを得ず窓口で申請する場合

- 受付窓口 / 役場1階「環境生活課窓口」または「川湯支所」
- 受付時間 / 10時から16時まで（土日祝祭日を除く）
- お問い合わせ先 / 役場総務課 ☎ 482-2912（課直通）



## ご存じですか？

## 児童扶養手当 特別児童扶養手当

### 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

### 受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ② 父(母)が死亡した児童
- ③ 父(母)が一定の障がいの状態にある児童
- ④ 父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

### 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父か母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



### 手当の金額(月額)

- ▶ 児童1人の場合
  - ・ 全額支給 / 43,160円 ・ 一部支給 / 43,150～10,180円
- ▶ 児童2人以上の加算額
  - ・ 2人目 全額支給 / 10,190円 ・ 一部支給 / 10,180～5,100円
  - ・ 3人目以降1人につき 全額支給 / 6,100円 ・ 一部支給 / 6,100～3,060円

- ▶ 1級該当児童1人につき52,500円
- ▶ 2級該当児童1人につき34,970円

### 手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定以上の場合、その年度(8月～翌7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。  
※令和3年3月から障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるようになります。

### 所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額	所得額	
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額		受給者	配偶者および養育者
	万円	万円	万円	万円	万円
0人	49	192	236	459.6	628.7
1人	87	230	274	497.6	653.6
2人	125	268	312	535.6	674.9
3人	163	306	350	573.6	696.2
4人	201	344	388	611.6	717.5
5人	239	382	426	649.6	738.8

- 1 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当金額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。
  - (1) 本人の場合
    - ① 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
    - ② 特定扶養親族1人につき15万円
  - (2) 孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 3 扶養親族などが6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

### 現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月3日(月)～31日(月)の間に現況届を、特別児童扶養手当を受けている方は8月12日(水)～9月11日(金)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。現況届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

- ※児童扶養手当受給者の方へ
- 次に該当する方は、現況届のほかに「一部支給停止適用除外事由届」を提出してください。該当する方には郵便で個別に案内しています。提出がない場合は手当の一部、または全部が停止される場合があります。
- ① 支給開始月から5年を経過する予定の方
  - ② 支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方
  - ③ 認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月から数えて5年を経過する予定の方
  - ④ 既に①～③の期間を経過した方
- ※①～③は2019年8月から2020年7月に期間を経過する方が対象です。

問い合わせ先 児童扶養手当について / 役場健康こども課こども支援係 ☎ 482-2935（課直通）  
特別児童扶養手当について / 役場福祉課地域福祉係 ☎ 482-2921（課直通）